

岩手県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成23年3月15日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人希望会希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隅8番地6	平成23年3月7日